

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成26年12月22日（月）9:00～9:18
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|----|-------|--|
| 座長 | 八田 達夫 | 大阪大学社会経済研究所 招聘教授 |
| 委員 | 阿曾沼元博 | 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表 |
| 委員 | 工藤 和美 | シーラカンスK&H株式会社代表取締役
東洋大学理工学部建築学科教授 |
| 委員 | 原 英史 | 株式会社政策工房 代表取締役社長 |
| 委員 | 八代 尚宏 | 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|------------------------------|
| 袴着 賢治 | 福岡市総務企画局企画調整部部長 |
| 江口 浩宜 | 福岡市経済観光文化局産業振興部経営支援課長 |
| 藤本 広一 | 福岡市経済観光文化局新産業・立地推進部創業・大学連携課長 |
| 的野 直勝 | 福岡市総務企画局東京事務所調整係長 |
| 泉水 克規 | 総務省自治行政局行政課監査制度専門官 |
| 青木 偉彦 | 総務省自治行政局行政課行政第三係長 |

<事務局>

- | | |
|--------|----------------|
| 内田 要 | 内閣府地域活性化推進室室長 |
| 富屋 誠一郎 | 内閣府地域活性化推進室長代理 |
| 藤原 豊 | 内閣府地域活性化推進室次長 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 創業期企業の支援のための随意契約要件緩和
- 3 閉会

○藤原次長 始めさせていただきます。

原委員と阿曾沼委員が少し遅れられるということでございます。

最初の議題ですが、創業期企業の支援のための随意契約要件緩和ということで、これは

そもそも9月の第2回目の福岡市の区域会議で提案がございました。その後、年内に結論ということで議論をしまいましたが、このワーキンググループでも11月18日に総務省、福岡市とともに議論をしたのですが、一応、福岡市からももう一回、御提案内容を簡単に御説明していただいた上で、本日は総務省からも御回答が出ているようでございますので、確認をさせていただければと思っております。

それでは、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 早朝からお越しくささいまして、どうもありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いしたいと思ひますが、総務省さんからお願いたします。

○泉水専門官 おはようございます。総務省でございます。

それでは、先ほど経緯については御説明いただきましたので、年内の対応についての結論ということでしたので、A4の1枚紙を用意させていただいております。

結論から申し上げますと、上の段の右側、網かけがかかっている部分ですけれども、役務の新規性等を確認する措置を担保した上で、当該役務の調達につき、随意契約を可能とする法令上の措置を講ずるといふ結論にさせていただきたいと考えております。

福岡市さんと11月18日にヒアリングがありまして、その後、若干御質問をさせていただいたところでございます。今、認められています新商品等として定める物品とどういふふうには違ひがあるのかということについては、同じような考え方ができるのではないかといふ御提案をいただきながら、他方、その物品と役務の性質の違ひについて何かあるのかということについてお尋ねしましたところ、役務、サービスの提供について物品と異なり、形、機能、仕組みが捉えにくいということから、専門家等の意見聴取を行う検討会といふものを設けて、プレゼンテーションしていただいた上で意見聴取といふ手続をやっているということをお紹介いただきました。やはり物品と異なる部分があつて、そうした新規性あるいはその効果といふものについて、慎重な検討をされているということでありましたので、同じような手続を制度的に位置づけることで随意契約の要件とするような制度改正をしようと考えております。

制度改正の時期についてでありますけれども、これは政令の改正といふ形になります。今のところ考えておりますのは、時期目途のところは27年中に措置とありますけれども、これから法制化作業をしていきますと、27年中といひますと1年後になってしまいますが、法制審査にかかり、その後、1カ月間のパブリックコメントにかけるといふ手続を考えますと、平成27年度の前半には制度改正できようかなと思ひておりますが、定かでないということがありまして、区切りよく27年中といふ形で書かせていただいております。

それとあわせて前回、意見交換の中でさせていただきましたけれども、これも特区提案といふことで提案いただいておりますが、制度的に他の団体も同じように認定制度を持っているということもございまして、全国的に対応させていただきたいと考えております。

説明のほうは以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、まず福岡市の皆様、特に御意見ございますか。

○袴着部長 福岡市でございます。

前回は議論させていただいて、その後、何度かやりとりをさせていただきましたが、このような形で御対応いただけるということで本当にありがとうございます。また、初めから全国的に対応するというので、これは全国の自治体にとっても非常にすばらしいことではないかと思っております。

今後、法制局との対応があると思いますので、そちらもできる限り協力させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○八田座長 それでは、委員の方から御質問、御意見ございますでしょうか。

○八代委員 後から議論に参加して、必ずしも全体の状況を把握していないのですが、福岡市の要望に応じてこういうふうに措置させていただいて、しかもそれがほかの市の状況もあるわけだから、全国的に対応というのは100%回答で非常にありがたいことなのですが、逆になぜ今までこういうことができなかつたのかということなのですが、ですから福岡市も随分頑張ってもらって、結果的にほかの市がフリーライダーするというので非常にがっかりされることが構造改革特区のときもよくあったのですけれども、それは何らかの名誉のようなことをぜひどこかで表彰するといいますか、そういう機会があればいいのですが、そういう要望がなくても総務省のほうから全国の市町村がより活発な要請ができるように、どんどん前向きに対応していただければありがたいと思うのですが、質問になっていないかもしれませんが、なぜ福岡市の要望がないとこれができなかつたのかということ、簡単にコメントをいただければと思います。

○泉水専門員 若干、前回制度についての御説明をさせていただきましたが、調達する手続という形になっております。基本的には調達する手続としましては一般競争と申しまして、広く誰でも競争に参加し、その中で一番有利な提案をした者が落札をし、その者と契約をするということが契約の基本的な方法となっております。

それに対しまして、指名競争入札あるいは随意契約というのはその例外的な措置となっております。一定の要件に該当する場合に随意契約、個別の事業者を特定して入札にかけずに契約ができるという仕組みになってございます。

従来、この新商品の調達につきましても随意契約の要件にはなっておりません。これは平成16年に改正がされたわけでございますけれども、これも規制改革提案で行われたものでございます。

なぜこれまでやっていなかったかということでございますけれども、基本的にはこうした例外的な措置であるということから、特に必要にあるものに限定してきたという経緯がございます。若干、前回のヒアリングでも議論させていただきましたけれども、新商品をつくるという過程とサービスを提供するという過程では若干提供の仕方が違うということがございまして、新商品については新しい生産をするという過程が入ってまいりますので、先行投資をしてそれを回収するという期間がございます。こうした観点から一定程度の自

治体にも役に立つ調達ということになれば、本来であれば仕様を決めて競争させるということが原則。市中にあるものから最もいいサービスを調達するというのが原則なのですが、まだ世の中になく物品だということでもありますので、こういったことの道をひらいてございます。これに比べまして役務については同じ内容なのかどうかということが判然としなないということがございましたので、その当時には議論の俎上に実は検討過程で上った経緯がございますけれども、制度改正の対象とはしないという整理をさせていただきました。

ただ、今回、福岡市さんからの提案としては、きちんとしたプロセスを積むことで新規性とか社会の役に立つということも判定ができるだろうという御提案をいただきましたので、私どもとしてはそういう意味では自ら気づけばいい部分であります。それは福岡市さんからの先行的な取り組みの中での提案を受けて今回、改正させていただきたいと考えた次第でございます。

以上でございます。

○八田座長 規制改革会議や特区制度などで様々な提案を聴取して、新しい制度改革を始めていく際には、いろいろアイデアを持っている自治体との接触が多い総務省さんがそういうアイデアを吸収する制度をお作りになれば、非常に役立つでしょうね。そのような制度があれば、今先生がおっしゃったようなことをどんどん組み上げていけるのではないかと思います。

それからもう一つは、ここに戻って「新しい」というときの期間ですね。未来永劫独占になってしまったらまずいので、それはどうするかということはいかがでしょうか。

○泉水専門官 それも前回のヒアリングの中で座長から御指摘もいただいたところでございます。この点につきまして内部で検討させていただいたのですが、今、自治体の運用で言いますと認定というものをしておりますが、これは制度的に担保してはおりませんが、運用上は認定の期間を定めてやったり、あるいは認定の取消手続というものを要綱で定めて、その新規性がきちんとあるんだという状態だけの期間で運用するようにしています。今回それを制度的にも一定の期間定めてとかやることも検討したのですが、その点につきましては恐らく運用上、認定する段階で確認するべきだとか、物によって恐らく違うということもありますし、性格もはっきりしない部分がありますので、その点につきましても若干、学識経験者なりの御意見を聞く中で、それは運用で決めていただければと思っております。私どもとしましてはその点について技術的助言を行って、各自治体の実施要綱なりで担保していくような助言に努めていきたいと考えております。

○八田座長 随意契約をやらない理由というのは、「癒着が起きないように」ということですから、これをきっかけに癒着が最終的に起きてしまったら元も子もないので、そのところは留意いただきたいと思えます。

もう一つは、最近私は地方のある自治体が設立した研究所に勤務することになったのですが、ウェブのデザインを入札しようとしたら、入札対象を地元の業者だけに限定する制度になっていることが分かりました。全国から公募すると面接に来てもらうのが大変だと

かいろいろ言うわけです。でも、私はそれはインターネットでやればいいではないか。全部オープンだ。そんなだめな企業ばかり地元を集まったら困るではないかと言って揉めたことがあります。

ソフトウェア的なものはこの役務に入るのでしょうか。地元の独特のデザインとかほかのシステムとの関連を重視するとか、いろいろ理由はあって、随契をしたほうが便利だなというときもあるのだらうと思うのです。これは役務には入らないのでしょうか。

○泉水専門官 法令用語上、役務というのは普通定義されずに一般的に使われている用語としてかなり広い概念と捉えておりますので、当然ソフトウェアの構築も入ってくると考えております。

○藤原次長 ありがとうございます。

それでは、あと先ほどおっしゃっていただいた時期の問題ですね。特区に関してはさきの諮問会議でも法律にかからないものは、総理からは年度内という話もありますので、それを念頭に置いて調整をしたいと思います。

八代先生おっしゃっていただいたように、特区で押して総務省で全国展開という一番ベストなケースだと思いますので、そういう意味でも制度の実現を速やかに図っていきたいと思っています。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

福岡市の方、特によろしいですか。では、これで終わります。

○八田座長 どうもありがとうございました。